

岐阜県社会人バスケットボールリーグ戦賞罰規程

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県社会人バスケットボール連盟（以下「連盟」という。）が主催する岐阜県社会人バスケットボールリーグ戦（以下「県リーグ」という。）における成績優秀チーム及び選手の高揚を促し、また運営をスムーズかつ適正に行うために、表彰及び罰則（以下「賞罰」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 賞罰の対象は、県リーグに参加登録をしたチーム及び選手とする。

(委員会の設置)

第3条 賞罰の公正な適用を保つために、賞罰委員会（以下「委員会」という。）を審議機関として設置する。

(委員会の構成)

第4条

1 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- I 連盟の事務局長
- II 連盟の競技普及委員長
- III 連盟の審判委員長
- IV 連盟ノ報道委員長

2 委員会には委員長及び副委員長をおく。

- I 委員長には競技普及委員長があたり、委員会を統括する。
- II 副委員長には審判委員長があたり、委員長を補佐し、委員長不在の場合は職務を代行する。
- III 委員会の管理責任者は、事務局長とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(委員会の任務)

第6条

- 1 委員会は、賞罰の事実関係・根拠等を十分確認し、表彰及び罰則の適用を審議し、その結果を連盟理事会へ報告するものとする。
- 2 委員会は、必要に応じ委員以外の者を委員会に参加させることができる。

(委員会の招集)

第7条

- 1 委員会は、賞罰等の事由が発生した場合に、必要に応じ召集する。
- 2 委員会の招集にあつては、委員の数に関し特に定めをしない。

(表彰)

第8条

- 1 県リーグにおいて、優秀な成績をおさめたチーム及び選手を表彰する。
- 2 表彰は、次の方法により行う。

I 賞状の授与

II 賞品の授与

3 前項の表彰は、併せて行うことができる。

4 表彰の時期は、岐阜県社会人バスケットボール連盟総会時に行う。

(罰則)

第9条

1 チーム及び選手の行為に対して適用し、罰則の適用範囲は次に掲げるとおりとする。

I 県リーグ参加申込後の試合の棄権(チーム)

II オフィシャルの棄権及び遅刻(チーム)

III 帯同審判の棄権及び遅刻(チーム若しくは選手)

IV 会場における使用規則違反(チーム若しくは選手)

V 試合中のマナー違反(チーム若しくは選手)

VI 体育館の使用、器物破損、ゴミの管理等の違反(チーム若しくは選手)

VII その他、大会運営に支障をきたす行為(チーム若しくは選手)

2 前項に該当する行為が判明した場合は、前各号における該当行為1件につき罰則として金5,000円の違約金(内、3,000円は相手チームの補償金とする。)とする。違約金については、チーム及び選手に及びものとする。ただし、器物破損については、実費負担とする。

3 前項の違約金については、連盟に対し納入するものとする。

4 第1項の各号に、幾度となく該当する若しくは大会運営に協力的でないチーム又は選手は、委員会において審議し、県リーグへの参加及び試合を見送ることができる。

(特別措置)

第10条

1 前条の罰則処分に該当する場合であっても、委員会において審議し、情状酌量の余地が認められるときは、嚴重注意にとどめることができる。

2 前条第1項第I号に該当する行為に至る場合には、試合当日を含めた7日前までに、相手チームの責任者、連盟事務局に連絡し審判およびTOの調整ができた場合に限り、罰則を相手チームの補償金のみとする。

(報告の義務)

第11条 チーム若しくは選手に罰則行為があった場合は、その事実を知った連盟役員、チーム及び選手は速やかに委員会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、連盟の理事会の協議により決定する。

(委任)

第13条 この規程に、特に定めのない必要な事項は、連盟理事会が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成30年4月1日より施行する。